

平成24年度地方税制改正に向けた緊急提言

地方税は、地方全体の歳入の40%を占め、自主的な地方の行政運営を支えている。

長引くデフレ経済の下、大幅な増収が期待できない厳しい財政環境にあって、地方は行財政改革を行いながら、福祉、教育、防災等住民生活の安全安心を図るための行政サービスを安定的に提供していかなければならない。

現在、国において、平成24年度の地方税の改正項目が検討されているが、特に地方の財政運営に多大な影響を及ぼす項目について、次のとおり緊急提言を行う。

1 自動車取得税及び自動車重量税の維持

デフレや円高等に対する国の経済対策の一環として、自動車取得税及び自動車重量税の廃止が検討されている。

自動車取得税は年間2,000億円（平成23年度地方財政計画）規模の地方税であり、自動車重量税は国税であるが、その約40%に当たる3,000億円が市町村に譲与されており、いずれも偏在性が少なく、地方にとっては重要な財源である。

国・地方を通じて厳しい財政状況が続いていることを踏まえ、代替財源の確保ができない中では廃止すべきでない。

なお、環境への配慮から、環境対応車に対する軽減制度は継続されるべきである。

2 固定資産税の確保

固定資産税については、市町村税の45%にあたる9兆円（平成23年度地方財政計画）を占め、市町村民税とともに市町村の財政を支える主要な財源である。

しかしながら、近年の新築家屋の減少や地価の下落等に伴い、平成24年度は、都市計画税への影響分を含め、5,000億円の減収が見込まれている。

したがって、地価が著しく高騰した平成6年度において住宅用地の課税標準を1/6に軽減した措置の見直しや新築住宅に対する税額を1/2に軽減する措置について自己居住分に限定するなど、必要性の低下している負担軽減措置を見直すこと。

あわせて、国の概算要求基準において、平成24年度の地方の一般財源総額については、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとした中期財政フレーム（平成23年8月閣議決定）を遵守するとされたところであり、適切に、地方財政対策全体の中で確保すべきである。

平成23年11月11日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
副委員	大阪府副知事	小河 保之
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門